

一般社団法人 伊勢崎法人会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人伊勢崎法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を群馬県伊勢崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税者意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に関する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は次の会員を置く。

- (1) 正会員 伊勢崎税務署管内に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同する者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事務所又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定める所定の入会届け【様式 1】に

より申込みをし、入会することができる。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届【様式 2】を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようする場合には、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合、会長は総会の日の 2 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 28 名以上 45 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 7 名以内を副会長、1 名を専務理事とすることができる。

4 第 2 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第30条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 任期は2年とし、役員と兼ねることはできない。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の7日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長又は専務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第40条 本会の目的である事業を行うために不可欠な財産は、理事会において別に定めるところにより、本会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の全部又は一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議及び、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の配分の制限)

第 46 条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 本会の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第 128 条第 3 項に規定する措置により開示する。

第 11 章 正副会長会、委員会、支部及び部会

(正副会長会)

第 49 条 本会に、任意の機関として、正副会長会を設けることができる。

2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。

3 第 1 項の正副会長会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 重要な事業の執行について協議又は審議し、参考意見を理事会に提案すること。

(2) 人事に関する事項について審議し、参考意見を理事会に提案すること。

(委員会)

第 50 条 第 4 条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長は、理事会の推薦により会員たる法人の代表者又はその会員の役員のうちから会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とする。

(支部)

第 51 条 本会の事業を円滑に行うため、任意の機関として、地域別に支部を設けることができる。

2 支部は、支部長、副支部長及び支部会員をもって構成する。

3 支部長及び副支部長は、支部の推薦により、会員たる法人の代表者又はその会員の役員のうちから会長がこれを委嘱する。

(部会)

第 52 条 本会の運営を円滑に行うため、任意の機関として、部会を設けることができ

る。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長及び副部会長は、部会の推薦により、会員たる法人の代表者又はその会員の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(事務局及び職員)

第 53 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長がこれを任免する。職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(規則等の設定)

第 54 条 正副会長会、委員会、支部、部会及び事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 12 章 補則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は杉原俊夫とする。

3 本会の最初に副会長は

泉	哲 雄
栗 原	俊 夫
杉 山	久
小 暮	哲 夫
布 施	光 一
宇津木	克 彦 とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項

において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、総会の議決の日（令和 7 年 5 月 2 1 日議決）から施行する。